

Ⅲ 変更届、廃業届

1 概要

(1) 変更届

許可後、No.1～17に該当する変更事項等があった場合は、変更・廃業届出書を速やかに提出してください。提出がない場合、罰則規定（法第50条等）があります。

必要な届出のない状態では、般・特新規申請、業種追加申請、更新申請又は事前認可申請は受付できません。

提出に当たっては、必要な書類（添付書類・確認資料等）がそろっているか、御確認願います。

(2) 廃業届

法第12条に記載された事項に該当するときは、法で定められた期限内に廃業届の提出が必要です（P91、107～111参照）。

■ 許可後の手続

届出事項		届出期間
変更に関するもの	決算報告	事業年度終了後4か月以内
	商号の変更	変更後30日以内
	営業所の名称の変更	
	営業所の所在地・電話番号・郵便番号の変更	
	営業所の新設、廃止（※）	
	営業所の業種の追加、業種廃止（※）	
	資本金額の変更	
	役員等・代表者（申請人）の変更	
	支配人の変更	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更	変更後2週間以内
	常勤役員等（経管）の変更	
	営業所技術者等（専技）の変更	
	健康保険等の加入状況の変更	
廃業に関するもの	全部廃業	廃業後30日以内
	一部廃業（※）	

※ 営業所技術者等（専技）の変更を伴う、営業所の新設、廃止、業種追加及び業種廃止並びに一部廃業を提出する場合は、変更後2週間以内に届出が必要です。

(3) 変更届、廃業届の提出部数

正本・副本・電算入力用紙 各1部

(4) 標識の掲示

事項に変更があった場合には、標識を変更してください（P17参照）。

2 変更届、廃業届の提出

——法第11条、第12条——

※届出の際は、都市整備局 HP で
最新の様式を御確認ください。

《留意事項》

- 添付書類及び確認資料で発行日のあるものは、発行日から**3か月以内**のものを提出してください。
(納税証明書、閉鎖事項証明書は除く。)
- 令和3年1月1日の押印手続廃止に係る建設業法規則改正を受け、印鑑証明書は原則不要となります。ただし、**廃業届の提出時は確認資料として提出が必要です**。
- 直近の申請・届出で法人番号が未確認の場合、提示資料として法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) での検索画面コピーが必要です。
※ 変更事項が「No.1 決算報告」のみの場合は不要
- 各確認資料は、一般的なケースで最低限必要とされるものです。提出された資料で確認ができない場合は、更に他の確認資料が必要となります。
- (2)の届出事項が複数ある場合でも、**様式二十二号の二は1枚に記入が可能で、他の様式についても1冊にまとめていただけます**。必要書類のまとめ方・とじ方についてはP92～93を参照してください。
- 一部の変更届は**郵送対応が可能**です。郵送ができる場合についてはP19を参照してください。

《登記事項証明書についての注意事項》(以下「P86 注」と記載)

商号、所在地や資本金の変更日・取締役の就退任や在任期間など、届け出る変更事項に係る内容が記載された履歴事項証明書(時期や管轄移動により変更日が確認できない場合には、併せて閉鎖事項証明書)を御用意ください。

(例) 役員(持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。)辞任・退任の場合、当該役員の氏名及び辞任・退任の日付が記載されているかを確認してください。

※ 変更事項のみの確認のため、原則として履歴(閉鎖)事項一部証明書をお願いします(新規申請等では、履歴(閉鎖)事項全部証明書)。

※ 登記対象外の事項(顧問・相談役等)の変更については、登記事項証明書の提出は不要です。

※ インターネット「登記情報サービス」の登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。

(1) 決算報告書(決算変更届)

※ **事業年度終了後4か月以内**に届出の提出が必要です。

No.1 決算変更届(決算報告書)				郵送可	2番窓口
■本冊					
と じ 順	添 付 書 類	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入 力 用 紙 参 考
1	☐	別紙8	①変更届出書(決算報告用)	◎ ◎	— P94
2	☐	2号	②工事経歴書	◎ ◎	— P30～31
3	☐	3号	③直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎ ◎	— P32
4	☐	15～17号の3	④財務諸表(法人用) ※注記表は該当しない項目であっても削除不可。株式譲渡制限会社の場合で、記入が必要な項目に該当がない場合には「該当なし」と記入すること	◎ —	— P34～37
5	☐	18～19号	⑤財務諸表(個人用)	— ◎	— P38
6	☐		⑥事業報告書 ※特例有限会社を除く株式会社のみ添付(任意様式)	△ —	—
7	☐	4号	⑦使用人数 ※既に提出の内容から変更がある場合のみ	△ △	— P32～33
8	☐		⑧定款(又は変更の議事録) ※既に提出の内容から変更がある場合のみ	△ —	—
9	☐	7号の3	⑨健康保険等の加入状況 ※既に提出の内容から人数に変更がある場合のみ	△ △	— P40
■別とじ					
1	☐		⑪別とじ表紙	◎ ◎	— P41
2	☐		⑫事業税の納税証明書(下表参照)	◎ ◎	— 以下
届出者		証明書の種類	発行機関	備 考	
法人		法人事業税 納税(課税)証明書	都税事務所	届け出る事業年度分について必要	
個人	事業税の課税有	個人事業税 納税(課税)証明書 (※都税事務所と税務署の年度表記は異なる) (例)令和7年度の決算変更届を提出する場合、 都税事務所 → 「令和8年度」 税務署 → 「令和7年分」のものが必要	都税事務所	納税証明書の発行後に変更届を出してください。	
		税務署	更新申請等のため8月半ばまでに提出する場合は 申告所得税の「納税証明書(その2)」(摘要欄 に「事業所得金額」の記載があるもの)を添付		
		税務署	摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの		
事業税非課税		申告所得税の納税証明書(その2)	税務署		

(2) 変更届

- ※ **入力用紙**に◎・△がついた様式は、電算入力用紙として、正本・副本以外にコピーを1部添付してください。
- ※ 常勤役員等（経管）・保険の加入状況・営業所技術者等（専技）・令3条の使用人（支配人除く。）の変更は、**変更後2週間以内**、その他の変更事項及び一部廃業は、**変更後30日以内**に届出が必要です。

(記号について)

- ◎印 …… 必ず提出する書類（一部提示のみ）
△印 …… 必要に応じて提出する書類（それぞれの※や（注）を参照）

(受付窓口) 同一申請者で、1番窓口で審査する届出事項がある場合は、2番窓口で審査する届出事項を含んでいても、全て1番窓口でまとめて届出可能。(例えば、決算報告及び代表者の変更と同時に常勤役員等（経管）の変更をする場合、全てまとめて1番窓口で審査します。)

No. 2 商号又は名称の変更

※個人の場合、登記されていない屋号への変更はできません。

郵送可

2 番窓口

■本冊

と じ 順	ア ダ プ ト	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ ◎	◎	P96

■別とじ

1	□		②別とじ表紙 ※③を提出する場合に必要	◎ △	—	P41
2	□		③登記事項証明書（履歴事項証明書）	◎ △	—	P86 注

■確認資料・添付資料

1	□		④登記事項証明書（閉鎖事項証明書） ※③で商号等の変更日が確認できない場合に追加が必要	△ △	—	P86 注
2	□		⑤個人で屋号登記をしていない場合は、氏名変更の確認できる書類 ※代表者・常勤役員等（経管）・営業所技術者等（専技）が同一人である場合は氏名変更（No. 12）の届出も必要	— △	—	P90 No. 12参照

No. 3 従たる営業所の名称の変更

郵送可

2 番窓口

■本冊

と じ 順	ア ダ プ ト	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ ◎	◎	P96～97
2	□	22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※「（旧名の）営業所の廃止」と「（新名の）営業所の新設」という取扱いとなるため、この様式は2枚作成する必要がある（No. 5、6を参照）	◎ ◎	◎	P98～99
3	□	11号	③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎ ◎	—	P33

No. 4 営業所の所在地・電話番号・郵便番号の変更

※事実上ではなく登記上の所在地の変更である場合でも変更届の提出が必要

郵送可

2 番窓口

■本冊

と じ 順	ア ダ プ ト	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ ◎	◎	P96～97
2	□	22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※主たる営業所に係る変更のみの場合は不要	△ △	△	P97

■別とじ

1	□		③別とじ表紙 ※④を提出する場合に必要	△ △	—	P41
2	□		④登記事項証明書（履歴事項証明書） ※次の場合に必要 ・変更後の事実上所在地が登記上と同一となる場合 ・事実上所在地の変更を伴わず、登記上所在地のみ変更があった場合	△ △	—	P86 注

■確認資料・添付資料

1	□		⑤営業所の確認資料 ※既に届出済みの事実上の住所に登記上の住所を一致させる場合は不要	◎ ◎	—	P74
2	□		⑥登記事項証明書（閉鎖事項証明書） ※登記上の住所の変更の場合、④で（本店又は支店の）住所の変更日が確認できない場合は必要	△ △	—	P86 注
3	□		⑦郵便番号・電話番号・FAX番号の分かる資料 ※提示のみ ※既に届出済みの事実上の住所に登記上の住所を一致させる場合は不要	◎ ◎	—	P74

No. 5 従たる営業所の新設

※No. 11（令3条の使用人）とNo. 15（営業所技術者等（専技））の変更届も必要

一部郵送可

1 番窓口

■本冊

と じ 順	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□ 22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ ◎	◎	P96、98
2	□ 22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※項番81は「3」を記入すること	◎ ◎	◎	P98

■別とじ

1	□	③別とじ表紙 ※④を提出する場合に必要	△ △	—	P41
2	□	④登記事項証明書（履歴事項証明書） ※支店登記されていない事実上の所在地である場合は不要	△ △	—	P86 注

■確認資料・添付資料

1	□	⑤営業所の確認資料	◎ ◎	—	P74
2	□	⑥登記事項証明書（閉鎖事項証明書） ※④で新設した営業所の住所登記日が確認できない場合に必要	△ △	—	P86 注
3	□	⑦郵便番号・電話番号・FAX番号の分かる資料 ※提示のみ	◎ ◎	—	P74

No. 6 従たる営業所の廃止

※No. 15（営業所技術者等（専技））に関する変更届も必要

一部郵送可

1 番窓口

■本冊

と じ 順	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□ 22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ ◎	◎	P96、98
2	□ 22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※項番81は「4」を記入すること	◎ ◎	◎	P99
3	□ 11号	③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ※全ての従たる営業所が廃止され、主たる営業所のみが残る場合は不要	△ △	—	P33

No. 7 従たる営業所の業種追加

※No. 15（営業所技術者等（専技））に関する変更届も必要

※未許可の業種を追加する場合は「業種追加申請」となるためP20～21を参照

一部郵送可

1 番窓口

■本冊

と じ 順	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□ 22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ ◎	◎	P96、99
2	□ 22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※項番81は「2」を記入すること	◎ ◎	◎	P99

No. 8 従たる営業所の業種廃止

※No. 15（営業所技術者等（専技））に関する変更届も必要

※その業種の許可自体を廃止する場合はNo. 16（一部廃業届）も必要

一部郵送可

1 番窓口

■本冊

と じ 順	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□ 22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ ◎	◎	P96、100
2	□ 22号の2(2面)	②変更届出書（第二面） ※項番81は「2」を記入すること	◎ ◎	◎	P100

※ 従たる営業所を設置している場合に主たる営業所の業種を追加又は廃止する際は、No. 7、8と同様

No. 9 資本金の変更（法人のみ）

※株主の変更を伴う場合No. 10-1、10-2も必要

郵送可

2 番窓口

■本冊

と じ 順	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□ 22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ —	◎	P96

■別とじ

1	□	②別とじ表紙	◎ —	—	P41
2	□ 14号	③株主（出資者）調書	◎ —	—	P53
3	□	④登記事項証明書（履歴事項証明書）	◎ —	—	P86 注

■確認資料・添付資料

1	□	⑤登記事項証明書（閉鎖事項証明書） ※④で資本金の変更日が確認できない場合に追加が必要	△ —	—	P86 注
---	---	--	-----	---	-------

No. 10-1 役員等・5%以上株主（出資者）の就任（法人のみ） (注) 執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長の変更については届出不要 5%以上株主（出資者）が法人である場合には届出不要 協同組合等の場合は、役員名簿（東京都産業労働局又は関東地方整備局の受付印のあるもの）の写しが必要		郵送可	2 番窓口
---	--	-----	-------

■本冊			
と じ 順	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人 入力用紙 参考
1	□ 22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ — — P96
2	□ 別紙1	②役員等の一覧表 ※⑨の「役員等氏名一覧表」とは別の様式であるため混同に注意	◎ — — P27
3	□ 6号	③誓約書	◎ — — P33

■別とじ			
1	□	④別とじ表紙 ※⑤⑥を提出する場合に必要	◎ — — P41
2	□ 12号	⑤許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ※新規就任者のみ必要。ただし未成年の場合は法定代理人についても必要	◎ — — P52
3	□	⑥登記事項証明書（履歴事項証明書） ※就任が役員以外（5%以上の株保有個人株主・顧問・相談役等）のみの場合は不要	◎ — — P86 注

■確認資料・添付資料			
1	□	⑦新規就任した役員等（5%以上の株保有個人株主・顧問・相談役等以外の登記された役員）について、以下の2つが必要 ア「登記されていないことの証明書」又は「医師の診断書」 イ「身分証明書」	◎ — — P54～56
2	□	⑧登記事項証明書（閉鎖事項証明書） ※⑥で新規就任日が確認できない場合に追加が必要	△ — — P86 注
3	□	⑨役員等氏名一覧表 ※②とは別様式。新規就任者についてのみ記入する。	◎ — — P75

No. 10-2 役員等の辞任・退任・5%以上株主（出資者）の削除 ※常勤役員等（経管）・直接補佐者・営業所技術者等（専技）の場合、No.13、15の変更届も必要 (注)「退任」とは、株式会社において、任期満了に伴い取締役から外れること。会社法の施行により、取締役の任期は原則として2年であるが、公開会社ではない株式会社（株式譲渡制限会社など）については、定款で定めることにより最長10年まで延ばすことが可能。また、委員会設置会社の取締役の任期は原則1年		郵送可	2 番窓口
--	--	-----	-------

■本冊			
と じ 順	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人 入力用紙 参考
1	□ 22号の2(1面)	①変更届出書（第一面） ※役員交代は、就任と退任で1行ずつ記入する	◎ — — P96
2	□ 別紙1	②役員等の一覧表	◎ — — P27

■別とじ			
1	□	③別とじ表紙 ※④を提出する場合に必要	◎ — — P41
2	□	④登記事項証明書（履歴事項証明書） ※削除が役員以外（5%以上の株保有個人株主・顧問・相談役等）のみの場合は不要	◎ — — P86 注

■確認資料・添付資料			
1	□	⑤登記事項証明書（閉鎖事項証明書） ※④で役員の辞任日が確認できない場合に追加が必要	△ — — P86 注

No. 10-3 代表者の変更（法人のみ） ※役員としての就任・辞任がある場合はNo. 10-1、10-2の変更届も必要 (注) 代表者の住所変更については届出不要		郵送可	2 番窓口
---	--	-----	-------

■本冊			
と じ 順	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人 入力用紙 参考
1	□ 22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ — ◎ P96
2	□ 別紙1	②役員等の一覧表	◎ — — P27

■別とじ			
1	□	③別とじ表紙	◎ — — P41
2	□	④登記事項証明書（履歴事項証明書）	◎ — — P86 注

■確認資料・添付資料			
1	□	⑤登記事項証明書（閉鎖事項証明書） ※④で代表者の変更日が確認できない場合に追加が必要	△ — — P86 注

No. 11 令3条の使用人（個人事業主の支配人を含む。）の新任・変更・削除 ※従たる営業所の新設等の場合はNo. 5～8の対応する変更届が必要

一部郵送可

1 番窓口

■本冊

と じ 順	サ マ リ	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ ◎	—	P96、100
2	□	6号	②誓約書 ※削除の場合は不要	◎ ◎	—	P33
3	□	11号	③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ※従たる営業所の廃止に伴い主たる営業所のみになる場合は不要	◎ ◎	—	P33

■別とじ

1	□		④別とじ表紙	◎ ◎	—	P41
2	□	13号	⑤建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ※削除時は不要。また、同一人につき様式第12号を添付する場合は省略可	◎ ◎	—	P53
3	□		⑥登記事項証明書（履歴事項証明書） ※個人事業主で支配人を登記した場合に必要。法人の場合はその者を令3条使用人とする場合にのみ必要	△ ◎	—	P86 注

■確認資料・添付資料

1	□		⑦新規就任の令3条の使用人について、以下の2つが必要 ア「登記されていないことの証明書」又は「医師の診断書」 イ「身分証明書」	◎ ◎	—	P54～56
2	□		⑧前任者（変更時に必要。No. 13に準じる）及び新任者の確認資料	◎ ◎	—	P103 下
3	□		⑨登記事項証明書（閉鎖事項証明書） ※⑥で支配人の追加日が確認できない場合に追加が必要	△ △	—	P86 注
4	□		⑩役員等氏名一覧表 ※新規就任者についてのみ必要	◎ ◎	—	P75

No. 12 氏名変更

(代表者・役員等・常勤役員等（経管）・直接補佐者・営業所技術者等（専技）)

郵送可

経管・専技：1 番窓口
代表者・役員：2 番窓口

■本冊

と じ 順	サ マ リ	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）※入力用紙は対象者が代表者の場合のみ必要	◎ ◎	△	P96
2	□	別紙1	②役員等の一覧表 ※対象が営業所技術者等（専技）のみの場合は不要	△ △	—	P27
3	□	別紙4	③営業所技術者等一覧表 ※対象が営業所技術者等（専技）である場合に必要	△ △	—	P29

■別とじ

1	□		④別とじ表紙	◎ ◎	—	P41
2	□	7号	⑤常勤役員等証明書（イ該当用）※対象がイ該当常勤役員等（経管）の場合	△ △	△	P101
3	□	7号の2(1面)	⑥常勤役員等証明書（ロ該当用）※対象がロ該当常勤役員等（経管）の場合	△ △	△	P101
4	□	7号の2(2～4面)	⑦常勤役員等証明書（直接補佐者用）※対象が直接補佐者の場合	△ △	△	P45、101
5	□	8号	⑧営業所技術者等証明書 ※対象が営業所技術者等（専技）の場合2枚必要	△ △	△	P104～105
6	□		⑨登記事項証明書（履歴事項証明書） ※氏名変更が登記事項証明書で確認できる場合（代表者・役員等）	△ △	—	P86 注

■確認資料・添付資料

1	□		⑩登記事項証明書（閉鎖事項証明書） ※⑨で氏名変更が確認できない場合に必要	△ △	—	P86 注
2	□		⑪住民票等の氏名変更の確認できる公的資料 ※氏名変更が⑨では確認できない場合（氏名変更を登記する立場にない者） ※株主等（5%以上の株保有個人株主・顧問・相談役等）の場合は不要 ※営業所技術者等（専技）の場合は、資格認定証の写し	△ ◎	—	—

No. 13 常勤役員等（経管）の変更

※役員の変更等を伴う場合はNo. 10も必要。交代パターンについてはP102～103参照

一部郵送可

1 番窓口

■本冊

と じ 順	サ マ リ	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者 法人 個人	入力 用紙	参 考
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎ ◎	—	P96
2	□	別紙1	②役員等の一覧表	◎ ◎	—	P27

■別とじ

1	□		③別とじ表紙	◎ ◎	—	P41
2	□	7号	④常勤役員等証明書（イ該当用）	◎ ◎	◎	P101
3	□	7号別紙	⑤常勤役員等の略歴書（イ該当用）		—	P46
4	□	7号の2(1面)	⑥常勤役員等証明書（ロ該当用）		◎	P101
5	□	7号の2別紙1	⑦常勤役員等の略歴書（ロ該当用）		—	P46
6	□	7号の2(2～4面)	⑧常勤役員等証明書（直接補佐者用）※対象者が直接補佐者の場合	△ △	△	P45、101
7	□	7号の2別紙2	⑨直接補佐者の略歴書 ※対象者が直接補佐者の場合	△ △	—	P47
8	□	22号の3	⑩届出書 ※ロ該当からイ該当に変更する場合、直接補佐者の削除に必要	△ △	△	P101

■確認資料・添付資料

1	□		⑪前任者及び新任者の確認資料	◎ ◎	—	P57～63、103下
2	□		⑫交代日における継続性確認のための資料（登記事項証明書等）	◎	—	P58、86注

No. 14 健康保険等の加入状況		郵送可	1 番窓口
※「保険の加入状況」に変更がある場合に必要 ※人数のみの変更の場合はNo. 1 に添付			

と じ 順	様 式 番 号	関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	□	7号の3	①健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	P40

■確認資料・添付資料							
1	□	7号の3関係	②健康保険・厚生年金保険・雇用保険番号の確認資料 ※要写し提出	◎	◎	—	P72～73

No. 15 営業所技術者等（専技）の追加・変更・削除		一部郵送可	1 番窓口
※同一人の場合でも、変更前を「前任者」、変更後を「後任者」として届出が必要 ※許可業種の一部廃業を伴う場合は、No.16(一部廃業届)も必要 ※従たる営業所の新設、業種の追加・廃止等を伴う場合は、No.5～8の変更届も必要			

と じ 順	様 式 番 号	関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	□	22号の2(1面)	①変更届出書（第一面）	◎	◎	—	P96
2	□	別紙4	②営業所技術者等一覧表	◎	◎	—	P29

■別とじ							
1	□		③別とじ表紙	◎	◎	—	P41
2	□	8号	④営業所技術者等証明書 ※交代パターンによって必要な枚数・書き方が変わるためP108～109参照	◎	◎	◎	P104～105 P108～109
3	□	8号～10号 関係	⑤技術者の要件を証する書類（下記ア～オのうち、該当するものを添付） ア 修業（卒業）証明書及び実務経験証明書 イ 資格認定証の写し ウ 実務経験を要する資格である場合は実務経験証明書も必要 エ 指導監督の実務経験証明書（指定建設業以外の特定建設業の場合） オ 監理技術者資格者証の写し	◎	◎	—	P77～80 P77 P50 P51 P66
4	□	22号の3	⑥届出書 ※後任者がいない場合の削除時にのみ必要 この場合、必ず一部廃業を伴うため廃業届が必要 また、届け出た技術者について④⑤⑦は提出不要	△	△	△	P106 P109

■確認資料・添付資料							
1	□		⑦前任者及び新任者の確認資料 ※同一人の有資格区分・担当業種を変更する場合は不要 （この場合でも、技術者要件を実務経験により証明する際には⑧が必要）	◎	◎	—	P64 P109
2	□		⑧新任者の技術者要件の確認資料 ※請求書写し等はP67～69参照、資格認定証等は「別とじ」⑤へ添付	◎	◎	—	P66～68 P109

(3) 廃業届

No. 16 一部廃業届		一部郵送可	1 番窓口
※No. 15（営業所技術者等（専技））に関する変更届も必要			

と じ 順	様 式 番 号	関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	□	22号の4	①廃業届	◎	◎	◎	P111
2	□	22号の2(2面)	②変更届出書（第二面）	◎	◎	◎	P107

■確認資料・添付資料							
1	□		③届出者についての確認資料	◎	◎	—	P110

No. 17 全部廃業届		郵送可	2 番窓口
※商号・所在地・代表者の変更を伴う場合、変更届の提出も必要（No.2、4、10-3）			

と じ 順	様 式 番 号	関係様式	提出書類及び注意事項等	届出者		入 力 用 紙	参 考
				法人	個人		
1	□	22号の4	①廃業届	◎	◎	◎	P111

■確認資料・添付資料							
1	□		②届出者についての確認資料	◎	◎	—	P110

【変更届・廃業届の必要書類の早見表】 ※ 具体的な内容はP86～91、郵送方法はP19を参照

■届出書 ※電算入力用紙と記載のあるものは、電算入力用に正本・副本以外にコピーを1部添付

と じ 順	チ ェ ッ ク 欄	様式番号 関係様式	提 出 書 類	届出事項																		一 部 廃 業	全 部 廃 業	参 考 ペ ー ジ
				商 号	営 業 所					役 員 等				令 3 条 (含支配人) 注15	常 勤 役 員 等			営 業 所 技 術 者 等						
					名 称 注3	所 在 地 等	新 設	廃 止	業 種 追 加 注8	業 種 廃 止 注10	資 本 金	就 任 注12	退 任 注13		代 表 変 更	氏 名 変 更	変 更	(重 複 補 佐 者)	削 除	氏 名 変 更	保 険 加 入 注19			
注18																								
1	☐	22号の2	変更届出書（第一面） 電算入力用紙（No.10-1, 10-2, 11, 13, 15 の手続は不要）	◎														不要	◎				P96 ～100	
2	☐	22号の2	変更届出書（第二面） 電算入力用紙	◎ 注2	△ 注4	◎	◎	◎	◎													◎	P97 ～100	
3	☐	別紙1	役員等の一覧表							◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎						P27	
4	☐	別紙4	営業所技術者等一覧表			◎	◎	◎	◎									◎	◎		◎	◎	P29	
5	☐	6号	誓約書			◎				◎					◎	△							P33	
6	☐	11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の 一覧表	◎		◎		△ 注7							◎								P33	
7	☐	22号の4	廃業届 電算入力用紙																		◎	◎	P111	
8	☐	7号の3	健康保険等の加入状況 電算入力用紙															◎					P40	

■別とじ ※電算入力用紙と記載のあるものは、電算入力用に正本・副本以外にコピーを1部添付

と じ 順	チ ェ ッ ク 欄	様式番号 関係様式	提 出 書 類	届出事項																一部 廃業	全部 廃業	参 考 ペ ー ジ	
				商 号	営 業 所					役 員 等				令 3 条 (含支配人)	常 勤 役 員 等		保 険 加 入		営 業 所 技 術 者 等				
名 称	所 在 地 等	新 設	廃 止		業 種 追 加	業 種 廃 止	資 本 金	就 任	退 任	代 表 変 更	氏 名 変 更	変 更	削 除		氏 名 変 更	削 除	保 険 加 入	保 険 加 入	変 更	削 除	氏 名 変 更	削 除	
1	☐		別とじ表紙	◎																		P41	
2	☐	7号	常勤役員等証明書(イ) 電算入力用紙											◎		◎							P101
3	☐	別紙	常勤役員等の略歴書(イ)											◎									P46
4	☐	7号の2(1面)	常勤役員等証明書(ロ) 電算入力用紙											◎		◎							P101
5	☐	別紙1	常勤役員等の略歴書(ロ)											◎									P46
6	☐	7号の2(2～4面)	直接補佐者証明書 電算入力用紙											◎		◎							P45
7	☐	別紙2	直接補佐者の略歴書											◎									P47
8	☐	8号	営業所技術者等証明書 電算入力用紙				◎		◎	△ 注11									◎		◎	△ 注11	P104 ～105
9	☐		技術者要件を証する書類（注1） （下記ア～オのうち該当するもの）																				P77 ～80 P50 P51 P66
			ア 修業（卒業）証明書																				
		9号	イ 資格認定証の写し				◎												◎ 注16		△ 注11		
		10号	ウ 実務経験証明書 エ 指導監督の実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し																				
10	☐	12号	許可申請者の調査									◎											P52
11	☐	13号	令第3条の使用人の調査				◎									◎							P53
12	☐	14号	株主（出資者）調査									◎											P53
13	☐		登記事項証明書	◎		△ 注5	△ 注5				◎	△ 注14	△ 注14	◎	△ 注14	△ 注15			△ 注14				P86注
14	☐	22号の3	届出書 電算入力用紙					◎		△ 注11						△ 注20	◎			◎		△ 注11	P101 P106

■確認資料・添付資料等

と じ 順	チ ェ ッ ク 欄	様式番号 関係様式	提出書類	届出事項																一部 廃業	全部 廃業	参考 ページ			
				商号	営業所					役員等				常勤役員等			営業所技術者等								
					名称	所在地等	新設	廃止	業種追加	業種廃止	資本金	就任	退任	代表変更	氏名変更 (含支配人)	令3条 (含支配人)	変更 (直接補佐等)	削除	氏名変更				保険加入	変更 (後任者なし)	削除
1	☐		届出者についての確認資料	※廃業届を提出する時は、それが届出者の意思によるものであることを示すために本人確認資料が必要（P110参照）																◎	◎	P110			
2	☐		登記されていないことの証明書				◎					△				◎	△								P54
3	☐		医師の診断書	「登記されていないことの証明書」の取得できない役員等・令3条である場合																		P55～56			
4	☐		身分証明書 ※外国籍者を除く				◎					△				◎	△								P54
5	☐		交代日における継続性確認のための資料（登記事項証明書等）	変更事項の変更時期が過去のものであり、履歴事項証明書で確認できない場合は、その時期のわかる閉鎖事項証明書が必要。準ずる地位の場合はP59に示す資料																		P59 P86注			
6	☐	7号、7号の2関係	常勤役員等（経管）の確認資料														◎								P103下
7	☐	8号関係	営業所技術者等（専技）の確認資料				◎			△注9	△注11									◎注16			△注11		P109下
8	☐		代表者・役員・常役・専技の氏名変更確認資料												◎				◎			◎			P90
9	☐		営業所の確認資料			△注6	◎																		P74
10	☐	11号関係	令第3条の使用人の確認資料				◎										△注15								P74
11	☐	7号の3関係	健康保険等の加入状況の確認資料																◎						P72～73
12	☐	1号関係	法人番号を証明する資料（法人）※提示のみ	※過去の申請・届出で未確認の場合は添付 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト (http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/) で検索された画面コピーの提示																		P86 留意事項			
13	☐		役員等氏名一覧表				◎					◎					◎	△							P75

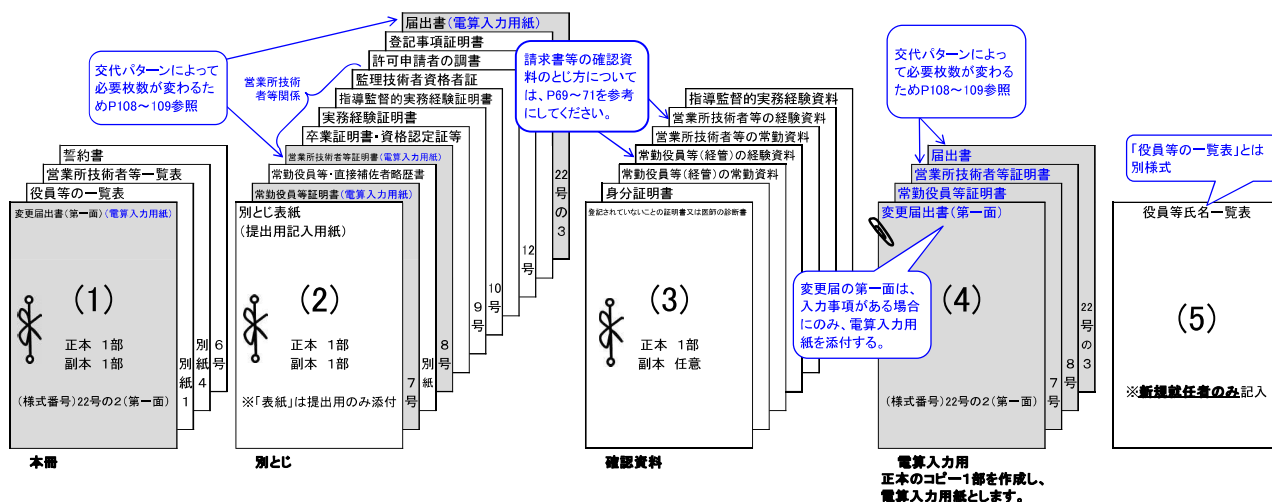
- (注1) 営業所技術者等（専技）の要件確認の資料選択は、P8、64～71、77～80、109などを参照、摘要や注についても御確認ください。
- (注2) 変更届出書（第二面）は廃止で1枚、新設で1枚の計2枚必要（「旧営業所廃止」と「新営業所追加」）
- (注3) 事実上の所在地の変更を伴わず、登記上の所在地の変更だけの場合でも変更届の提出が必要
- (注4) 従たる営業所に係る変更である場合に必要
- (注5) 営業所の所在地について、その住所が登記されている時に必要
- (注6) 電話番号のみの変更の場合は、営業所写真等は不要（名刺など変更後番号の確認できるものが必要）。また、事実上の住所に登記上の住所を一致させる場合は、登記事項証明書により確認できるため追加の確認資料は不要
- (注7) 営業所の廃止に伴い、主たる営業所のみになる場合には不要
- (注8) 法人（個人）として新たな業種を追加する場合は、P20～21の業種追加申請を参照
- (注9) 既にある営業所技術者等（専技）が、資格認定証のみによって業種を追加する場合は不要
- (注10) 法人（個人）として現在許可を有している業種を廃止する場合は、全部廃業又は一部廃業となるため、廃業届の提出が必要。また、営業所技術者等（専技）の状況により、様式の記入方法が変わる。（P108～109参照）
- (注11) 後任の技術者に交代した上で一部廃業（営業所の業種廃止）する場合は、営業所技術者等証明書（様式第八号）及びその確認資料を添付する。後任者がおらず、技術者を削除するのみの場合は、届出書（第二十二号の三）（P106参照）を添付する。
- (注12) 執行役員（常勤役員等（経管）となる者を除く。）、監査役、会計参与、監事及び事務局長の変更、代表取締役の住所変更については届出不要。協同組合等の場合は、役員名簿を含む変更届出書（東京都産業労働局又は関東地方整備局の受付印のあるもの）の写しが必要
- (注13) 「退任」とは、株式会社において、任期満了に伴い取締役から外れること。会社法の施行により、取締役の任期は原則として2年であるが、公開会社ではない株式会社（株式譲渡制限会社など）については、定款で定めることにより最長10年まで延ばすことが可能。また、委員会設置会社の取締役の任期は原則1年
- (注14) 登記対象外の者（株主・顧問・相談役等）の変更については、登記事項証明書は不要
- (注15) 支配人の登記がある場合は、登記事項証明書が必要（法人の場合は、その支配人を令3条の使用人とする場合のみ）。また、個人の許可において支配人を常勤役員等（経管）とする場合は、令3条の使用人の変更届ではなく、常勤役員等（経管）の変更届が必要（P90 No. 13参照）。
- (注16) 様式第八号の項番61が「2：有資格区分の変更（ある者の資格区分が変わる）」の場合には、変更した業種に対応する技術者要件の確認資料（資格認定証等）のみを添付。なお、変更前の者と変更後の者が同一人である場合は、常勤確認資料（健康保険証の写し）は不要
- (注17) 氏名変更後の資格認定証の写しを提出してください。
- (注18) 商号・営業所所在地・代表者の変更がある場合、廃業届の受付前にこれらに係る変更届が必要
- (注19) 加入状況に変更がある場合は2週間以内に、加入人数の変動のみの場合は決算報告時に添付が必要
- (注20) ロ該当の者がイ該当の者へ切り替わる時、直接補佐者3名は様式第二十二号の三によって削除する。

■ 複数の届出事項がある場合のとじ方について

届出事項が複数ある場合、変更届は1つにまとめてとじることができます。変更届出書（第一面）（様式第二十二号の二）に届出事項をまとめて記入し、下図を参考に書類をとじてください。

（例）役員等の就任・退任（No. 10）、常勤役員等（経管）（No. 13）、営業所技術者等（専技）（No. 15）に関する届出である場合のとじ方

※ 一部廃業届（No. 16）を同時に届け出る場合は、変更届とは別にとじてください。



3 変更届記入例

(1) 決算報告の変更届出書（別紙8）

提出が遅れた決算変更届を複数年度分をまとめて、1冊にとじ込んで提出することはできません。

別紙 8		(用紙 A 4)	
変 更 届 出 書			
		令和 年 月 日	
複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち、最も古い許可日を記入		許可年月日	令和 年 月 日
		許可番号	東京都 知事 許可 〔 般 一 特 〕 第 号
		法人番号	
東京都 知事 殿			
行政書士等の代理人による申請の場合に記入 代理人による申請の場合は、委任状を2枚目に添付すること 代理人が行政書士である場合には、行政書士職印を押印すること 申請者本人による申請を行う場合は記入不要 (記入不要例)申請法人の役員・従業員、個人事業主の事業専従者		所在地 届出者 商号又は名称 代表者氏名	
		代理人	
事業年度（第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで）が終了したので、			
記		(1) (2) (3) (4) …… 必ず提出 (5) (6) (7) (8) …… 該当するものを提出 (9) (10) …… 事業年度内に変更があった場合のみ、 期末の状況を提出する。 (11) …… 事業年度内に従業員数の変更があった 場合のみ、期末の状況を提出する。	
(1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 所得税納付済額証明書 (8) 事業税納付済額証明書 (9) 使用人数 (10) 定款 (11) 健康保険等の加入状況			
特例有限会社を除く株式会社 の場合のみ提出する。		資本金が1億円を超え又は貸借対照表の 負債合計が200億円以上の株式会社のみ 添付する。	
記載要領			
1 (1)から(11)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。			

(注1) 決算期内に業種追加等の申請を行った場合は、追加した業種についての工事経歴書の作成(P30～31)と直前3年の工事施工金額の記入(P32)も失念のないようにお願いします。

(注2) 決算変更届の提出後、内容に訂正が生じた場合は、決算訂正の変更届(次ページ)を提出してください。既に提出した変更届を書き換えることはできません。

【工事経歴書を訂正する場合】

P30～31の様式を使用して、新たに作成して添付してください(訂正する業種分のみ)。

【直前3年の各事業年度における工事施工金額を訂正する場合】

P32の様式を使用して、新たに作成して添付してください。

【財務諸表を訂正する場合】

既に提出した財務諸表の、訂正しようとするページをコピーした上で、訂正する数値を見え消しで記入してください(P34～38参照)。

(注3) 健康保険等の加入状況(様式第七号の三)について、加入状況の変更があった場合は P91No. 14 が必要

(2) 決算報告の変更届出書（別紙8）の訂正について

A 4 用紙にコピーし、1 期ごとに訂正の届出を作成してください。

※ 新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加申請で提出した「工事経歴書」、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」及び「財務諸表」の訂正を行うことはできません。

(用紙A4)

変更届出書(別紙8)の訂正について

(令和 年 月 日)

東 京 都 知 事 殿 (許可年月日) 令和 年 月 日
(許可番号) 東京都知事許可 (-) 第 号

所在地

(建設業者) 商号又は名称

代表者氏名

事業年度(第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで)の
変更届出書の下記の書類について訂正します。

記

※該当する項目に○を付ける。

- (1) 工事経歴書
- (2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- (3) 財務諸表

	訂正箇所(ページ)	枚 数
貸借対照表		枚
損益計算書		枚
株主資本等変動 計算書及び注記表 (法人のみ)		枚
		計 枚

(3) 変更届出書（第一面）（様式第二十二号の二）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙A4）

00006

該当する事項に○をつける。
（常勤役員等（経管）は（4））

変更届出書
（第一面）

下記のとおり、
（1）商号又は名称（2）営業所の名称、所在地又は業種（3）資本金額（4）役員等の氏名（5）個人業者の氏名
（6）支配人の氏名（7）建設業法施行令第3条に規定する使用人（8）建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
について変更が

行政書士等の代理人による申請の場合に記入
代理人による申請の場合は、委任状を2枚目に添付すること
代理人が行政書士である場合には、行政書士職印を押印すること

申請者本人による申請を行う場合は記入不要
（記入不要例）申請法人の役員・従業員、個人事業主の事業専従者

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司

届出者

代理人

大臣 コード
知事

許可番号

項番

3 5 1 3

許可（取特）第 0 4 第 0 1 2 3 4 5 号

令和 0 4 年 1 0 月 0 1 日

右詰めで記入
左余白は必ず「0」で埋める。

許可年月

令和 0 4 年 1 0 月 0 1 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

複数の届出事項がある場合は、一つの書類にまとめることが可能（P86参照）
この時、届出事項は全て1枚の様式第二十二号の二にまとめて記入してください（項目数が多い場合は複数枚可）。

変更の生じた日を記入
役員の就退任の場合、登記事項証明書に記載されている就任日や退任日等を記入
※未来の日付を記入することはできません。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(株)東京建設工業	東京建工(株)	令和8年7月1日	
営業所の所在地	千代田区丸の内3-8	新宿区西新宿2-8-17		備考欄は、就任・退任・辞任等、常勤役員等（経）、直接補佐者（補佐者）、営業所技術者等（技）を記入
資本金	10,000千円	15,000千円		
役員等の就退任の場合 役員等の氏名	春日 武男	山本 浩	令和8年7月1日	株主就任
代表者（申請人） 常勤役員等（経管）の変更の場合 常勤役員等	春日 武男	山田 努	令和8年7月1日	本社
常勤役員等	春日 武男	都方 春子	令和8年7月1日	補佐者（財）（労）
常勤役員等	春日 武男	新宿 五郎	令和8年7月1日	補佐者（業）
営業所技術者等	原田 二郎	城 真二	令和8年7月1日	本社（技）
営業所技術者等	田中 三郎	田中 三郎	令和8年7月1日	有資格区分の変更 21→20

項番37～44は変更があった部分のみ記入
※変更事項がない場合は記入不要

主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の③【営業に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入する。

商号又は名称のフリガナ

3 7 ト ウ キ ヨ ウ ケ ン コ ウ

商号又は名称

3 8 東 京 建 工 (株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ

3 9 オ オ モ リ ケ ン ジ

代表者又は個人の氏名のフリガナ

3 10 大 森 建 司

区市町村コード表（P76）の番号を記入

3 11 1 3 1 0 4

都道府県名

東京都

市区町村名

新宿区

『大』『字』の文字は省略

3 12 西 新 宿 2 - 8 - 1 7

算用数字とハイフン「-」で記入

郵便番号

4 3 1 6 3 - 8 0 0 1

電話番号

0 3 - 5 3 2 1 - 1 1 1 1

資本金額又は出資総額

4 4 1 5 0 0 0

右詰め

左詰め

連絡先

所属等

総務部

氏名

石原 太郎

電話番号

03-5321-1111

ファックス番号

会社の担当者の名前、電話番号を必ず記入すること
また、行政書士による書類作成の場合は、行政書士職印を押印すること（行政書士法施行規則第9条2項）

(4) 従たる営業所の変更に係る変更届出書（第一面・二面）（様式第二十二号の二）

【従たる営業所の名称変更の場合】

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の名称	多摩営業所	多摩支店	令和8年7月1日	多摩支店

(第二面)

同一住所であっても、旧名の営業所を廃止（P98～99）し、新名の営業所を追加（P98）する形での処理となるため、変更届出書（第二面）（様式第二十二号の二）は計2枚必要となる。

【営業所の所在地を変更する場合】

(第一面) ※ 営業所の確認資料（写真等）が必要（P74 参照）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	立川市泉町1078	立川市泉町92	令和8年7月1日	立川営業所

(第二面)

区分	項番	3	2	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更			3. 従たる営業所の 新設	4. 従たる営業所の 廃止
許可番号	項番	8	2	1	3	東京都 知事 許可（一般特一 04）第 0999999 号 令和 04 年 10 月 01 日		
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】								
(主たる営業所)								
営業しようとする建設業	項番	8	3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解				
変更前	3	5	10	15	20	25	30	35
変更がない場合は、記入不要								
(従たる営業所)								
従たる営業所の名称	フリガナ	タチカワエイギョウショ						
8	4	立	川	営	業	所		
従たる営業所の所在地	都道府県名	東京都			市区町村名	立川市		
8	5	1	3	2	0	2		
8	6	泉	町	9	2			
郵便番号	8	7	1	9	0	0	1	5
電話番号	10	0	4	2	5	4	3	4
15	5	6	7					
営業しようとする建設業	8	8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解					
3	5	10	15	20	25	30	35	
変更がない場合は、記入不要								

【従たる営業所を新設する場合】

(第一面) ※ 営業所の確認資料（写真等）が必要（P74 参照）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	日野営業所	令和8年7月1日	日野営業所
建設業法施行令第3条に規定する使用人	「令3条の使用人」でも可	東京 花子	令和8年7月1日	日野営業所
営業所技術者等	—	東京 花子	令和8年7月1日	日野営業所

(第二面)

区分

項番

3

2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更

3. 従たる営業所の新設

4. 従たる営業所の廃止

大臣コード

許可番号

項番

3

国土交通大臣 知事 許可（一般 04）第 099999 号

許可年月日

令和 04 年 10 月 01 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業

項番

3

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前

変更がない場合は、記入不要

1. 一般

2. 特定

(従たる営業所)

従たる営業所の名称

フリガナ

ヒノエイギョウシヨ

日野営業所

従たる営業所の所在地市区町村コード

85

13212

都道府県名

東京都

市区町村名

日野市

従たる営業所の所在地

86

高 幡 1 - 1 - 1

郵便番号

87

191-0031

電話番号

042-599-9876

営業しようとする建設業

項番

8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前

1

1. 一般

2. 特定

【従たる営業所を廃止する場合】

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	東大和営業所	—	令和8年7月1日	東大和営業所
建設業法施行令第3条に規定する使用人	「令3条の使用人」でも可 宮城 誠	—	令和8年7月1日	東大和営業所
営業所技術者等	宮城 誠	—	令和8年7月1日	東大和営業所

(注) 営業所自体を廃止する場合は、届出事項に業種廃止の詳細の記入は不要

(第二面)

区 分	項番	3	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更			3. 従たる営業所の 新設	4. 従たる営業所の 廃止																				
大臣 知事	コード																										
許可番号	項番	3	国土交通大臣 東京都 知事			許可(一般-04) 第099999号	許可年月日 令和04年10月01日																				
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】																											
(主たる営業所)																											
営業しようとする建設業	8	3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定) 変更がない場合は、記入不要																								
(従たる営業所)																											
従たる営業所の 名 称	8	4	フリガナ ヒガシヤマトエイギョウシヨ 東 大 和 営 業 所																								
従たる営業所の 所在地	8	5	都道府県名 東京都 市区町村名 東大和市 3 5 10 15 20 蔵 敷 1 - 2 - 3 3 5 10 15 20																								
内 容	8	6	全ての項目について記入																								
営業しようとする建設業	8	7	上 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定) 変更がない場合は、記入不要																								
郵便番号	8	8	1 3 5 10 15 20 25 30 電話番号 042-563-3210 10 15 20 25 30																								

【従たる営業所の業種追加の場合】

(第一面)

届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	令和8年7月1日	杉並営業所
業種は全業種を記入	—	造園工事業	令和8年7月1日	杉並営業所
営業所技術者等	—	東京 太郎	令和8年7月1日	杉並営業所

(第二面)

区 分	項番	3	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更			3. 従たる営業所の 新設	4. 従たる営業所の 廃止																				
大臣 知事	コード																										
許可番号	項番	3	国土交通大臣 東京都 知事			許可(一般-04) 第099999号	許可年月日 令和04年10月01日																				
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】																											
(従たる営業所)																											
従たる営業所の 名 称	8	4	フリガナ スギナミエイギョウシヨ 杉 並 営 業 所																								
従たる営業所の 所在地	8	5	都道府県名 市区町村名 3 5 10 15 20 変更がない場合は、記入不要																								
内 容	8	6																									
郵便番号	8	7	1 3 5 10 15 20 25 30 電話番号 10 15 20 25 30																								
営業しようとする建設業	8	8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般) (2. 特定) 変更がない場合は、記入不要																								

【従たる営業所の業種廃止の場合】

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	令和8年7月1日	足立営業所
廃止しない業種についても記入	造園工事業	—	令和8年7月1日	足立営業所
営業所技術者等	田中 三郎	—	令和8年7月1日	足立営業所
営業所技術者等	佐藤 二郎	建設 花子	令和8年7月1日	足立営業所

(第二面)

区分

項番

3

2

2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更

3. 従たる営業所の
新設

4. 従たる営業所の
廃止

大臣
知事

コード

許可番号

項番

3

1

3

国土交通大臣
東京都知事

許可(一般)

0

4

第

0

9

9

9

9

号

令和

0

4

年

1

0

月

0

1

日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

フリガナ

アダチエイギョウシヨ

従たる営業所の
名 称

8

4

足

立

営

業

所

10

15

20

内 容

従たる営業所の
所在地市区町村
コード

8

5

3

5

都道府県名

市区町村名

従たる営業所の
所在地

8

6

3

5

変更がない場合は、記入不要

15

20

郵便番号

8

7

3

5

6

電話番号

10

15

20

営業しよう
とする建設業

8

8

土

建

大

左

と

石

屋

電

管

タ

鋼

筋

舗

し

ゆ

板

ガ

塗

防

内

機

絶

通

園

井

具

水

消

清

解

(1. 一般)
2. 特定

変更前

3

5

10

15

20

25

30

1

1

【従たる営業所の令3条の使用人・営業所技術者等（専技）を変更する場合】

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
建設業法施行令第3条に規定する使用人	「令3条の使用人」でも可 松尾 博	中野 忍	令和8年7月1日	中野営業所
営業所技術者等	建設 花子	佐藤 二郎	令和8年7月1日	中野営業所

(5) 常勤役員等証明書（七号）及び常勤役員等及び直接補佐者証明書（七号の二）

※ 証明者ごとに作成してください。

※新任の常勤役員等（経管）の経営経験に関する、様式第七号及び七号の二（第一面）の(1)欄～(2)欄の記入方法についてはP42～44を参照。また、新任の直接補佐者3名の業務経験に関する、様式第七号の二（第二面～第四面）の(3)欄の記入方法についてはP45を参照

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

申請又は届出の区分 ☐ 1 ☐ 7 ☒ 2 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 8 年 7 月 1 日

大臣コード 国土交通大臣 東京都知事

許可番号 ☐ 1 ☐ 8 ☐ 1 ☐ 3 許可(特一 0 4) 第 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 号 令和 0 4 年 0 4 月 3 0 日

法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の字体で記入
ただし、営業所技術者等(専技)を兼ねていて国家資格・卒業資格がある場合は、資格認定証・卒業証明書の字体で記入する。

氏名のフリガナ ☐ 1 ☐ 9 ☐ シ ☐ ガ

氏名 ☐ 2 ☐ 志 ☐ 賀 ☐ 隆

住所 東京都世田谷区〇〇1-1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 ☐ 5 ☐ 3 ☐ 9 年 ☐ 1 ☐ 0 月 ☐ 1 ☐ 0 日

◎【変更前】

氏名 ☐ 2 ☐ 春 ☐ 日 ☐ 武 ☐ 男

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 ☐ 5 ☐ 1 ☐ 4 年 ☐ 0 ☐ 7 月 ☐ 2 ☐ 1 日

※前任者(変更前の者)の情報の記入を忘れないこと

右詰めで記入
左余白は必ず「0」で埋める。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

(注) 常勤役員等（経管）の変更には、P90No. 13 が必要です。また、口該当者を変更する時は、交代する者が直接補佐者のうちの一人であっても、第一面から第四面までを全て作成してください。

(注) 口該当者をイ該当者に変更する時は、常勤役員等（経管）については様式第七号により変更し、直接補佐者については様式第二十二号の三によって削除する必要があります（人数分が必要）。

(6) 届出書（様式第二十二号の三） ※ 直接補佐者を削除する場合のみ（口該当⇒イ該当）

該当箇所に○をつけてください。

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(3) 営業所技術者等を削除した
(4) 欠格要件に該当するに至った

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

届出者 東京都新宿区西新宿2-18-1東京ビル
志賀・コーポレーション株式会社
代表取締役 仲西 洋二

行政書士等の代理人による申請の場合に記入
代理人による申請の場合は、委任状を2枚目に添付すること
代理人が行政書士である場合には、行政書士職印を押印すること

申請者本人による申請を行う場合は記入不要
(記入不要例) 申請法人の役員・従業員、個人事業主の事業専従者

代理人

右詰めで記入
左余白は必ず「0」で埋める。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

許可番号 ☐ 5 ☐ 1 ☐ 1 ☐ 3 国土交通大臣 東京都知事 許可(特一 0 4) 第 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 号 令和 0 4 年 0 4 月 3 0 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

削除する直接補佐者を記入
※この様式には一度に一人までしか記入できないため、3枚作成する必要がある。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 ☐ 5 ☐ 1 ☐ 9 年 ☐ 0 ☐ 1 月 ☐ 0 ☐ 5 日

氏名 ☐ 5 ☐ 2 ☐ 財 ☐ 務 ☐ 五 ☐ 郎

(7) 常勤役員等（経管）及び直接補佐者の各変更パターンに係る証明書作成具体例

1 一般・新規、業種追加、更新申請時に、前回と同一の常勤役員等（経管）及び直接補佐者が継続する場合			
※以下につき、常勤役員等（経管）に係る変更届の事前（同時）提出は不要			
例① 【経】Aさん（他社証明＋自社証明） ⇒ 【経】Aさん（自社証明）			
A  ⇒ 自社の経営経験が5年を超えた時、 自社証明に集約可能 同一人 A 			
交代・変更パターン		証明書等（様式第七号、七号の二、二十二号の三）の作成枚数	
例①	【経】Aさん（他社証明） ⇒ 【経】Aさん（自社証明・同一人） 【経】Aさん（自社証明）	➤ 証明書（七号又は七号の二（第一面））	計1枚
※ 就任時に複数枚（複数証明者）で証明している場合、自社での経営経験が5年を超えた時に、自社証明に集約可能			
例②	【経】Aさん ⇒ 【経】Aさん（同一人）	➤ 証明書（七号又は七号の二（第一面））＜各証明者分＞	計1枚超
例③	【財】Bさん ⇒ 【財】Bさん（同一人） 【労】Cさん ⇒ 【労】Cさん（同一人） 【業】Dさん ⇒ 【業】Dさん（同一人）	➤ 証明書（七号の二（第二面）） 証明書（七号の二（第三面）） 証明書（七号の二（第四面））	計3枚 （各1枚）
例④	【経】Aさん（自社証明） ⇒ 【イ経】Aさん（自社証明・同一人） ※R2.9.30前の者	➤ 証明書（七号） ※旧法該当者は、R2.10.1後では原則イ（1）該当	計1枚
例⑤	【経】Aさん（役員） ⇒ 【経】Aさん（執行役員等）	➤ 常勤役員等（経管）の変更届は不要 ただし、役員等の退任等に係る変更届は必要（P89 No.10-2）	
※ 申請日現在の地位が役員から執行役員等になる場合、申請者における当該執行役員等への建設業に関する権限の委譲や、執行役員等への就任がわかる資料（議事録等）が必要（P59参照）			

2 常勤役員等（経管）をロ該当からイ該当に変更する、又はイ該当からロ該当に変更する場合			
※例⑥、⑦については、 <u>直接補佐者3名</u> について届出書（様式第二十二号の三）による削除が必要			
例⑥ 【ロ経】Aさん【補佐】B, C, Dさん ⇒ 【イ経】Eさん 【ロ経】 A 【補佐】 B C D ⇒ 【イ経】 E 直接補佐者削除			
交代・変更パターン		証明書等（様式第七号、七号の二、二十二号の三）の作成枚数	
例⑥	【ロ経】Aさん ⇒ 【イ経】Eさん 【補佐】B、C、Dさん ※直接補佐者削除	証明書（七号）＜各証明者分＞	計4枚超
例⑦	【ロ経】Aさん ⇒ 【イ経】Aさん（同一人） 【補佐】B、C、Dさん ※直接補佐者削除	届出書（二十二号の三）※財・労・業各1枚	
※ ロ該当就任後、最長でも3年間、常勤役員等（経管）継続後にイ該当へ変更可能（ロ該当証明時に2年以上建設業経験を証明済）			
例⑧	【イ経】Aさん ⇒ 【ロ経】Bさん 【財・労・業】C～Eさん	証明書（七号の二（第一面））＜各証明者分＞ 証明書（七号の二（第二面～四面））	計4枚超

3 過去に常勤役員等（経管）（旧法該当者含む。）として認められたことがある者に変更する場合			
※元常勤役員等（経管）の証明は、その旨のわかる申請書類等（受付印のあるもの）を経営経験の確認資料に代えることができます（P64参照）。			
交代パターン		証明書等（様式第七号、七号の二、二十二号の三）の作成枚数	
例⑨	【経】Aさん ⇒ 【経】Bさん（元経管） ※R2.9.30前の者	証明書（七号）＜各証明者分＞ ※旧法該当の元経管は原則イ（1）該当	計1枚超
例⑩	【経】Aさん ⇒ 【経】Cさん（元経管） ※R2.10.1後の者	証明書（七号又は七号の二（第一面～四面）） ＜各証明者分＞ ※ロ該当の元経管の場合は、直接補佐者の確認資料が必要	計1枚超

4 直接補佐者の構成に変更がある場合

例⑪ 【財】 Aさん 【労】 Bさん 【業】 Cさん ⇒ 【財・労】 Aさん 【業】 Dさん		
  	⇒	 
交代パターン		
例⑪ 【財】 Aさん 【労】 Bさん 【業】 Cさん	⇒	【財・労】 Aさん (兼務) 【業】 Dさん
※ 直接補佐者は、業務経験の条件を満たせば同一人で複数の役を兼務可能。ただし、この場合でも第二面～四面はそれぞれ1枚ずつ必要		
例⑫ 【財】 Aさん 【労】 Bさん 【業】 Cさん	⇒	【財】 Aさん 【労】 Bさん 【業】 Dさん ※ Cさん取締役就任
※ 直接補佐者は常勤役員等（経管）の直属でなければならないため、役員等に就任した場合（P89 No. 10-1）は、交代が必要となる		
例⑬ 【補佐】 Aさん (3役兼務)	⇒	【財】 Aさん 【労】 Bさん 【業】 Cさん
		証明書等（様式第七号、七号の二、二十二号の三）の作成枚数 証明書（七号の二（第二面）） 証明書（七号の二（第三面）） 証明書（七号の二（第四面）） 計3枚（各1枚）

■ 作成上の留意事項

- 常勤役員等証明書は、証明する者ごとにそれぞれ作成してください。証明者の記入方法は、P42～45の記入例を御確認ください。
- 要件がロ該当となる者が就任（交代）する場合は、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）の第一面から第四面までの全ての証明書及び別紙略歴書が必要となります（直接補佐者を同一人が複数兼ねる場合を含む。）。
- ロ該当の者がイ該当の者に交代する場合は、直接補佐者を削除する必要があるため、届出書（様式第二十二号の三）（P101参照）を用いて届け出てください（3名分必要）。

常勤役員等（経管）及び直接補佐者の変更に係る確認資料

常勤役員等（経管）及び直接補佐者を変更する場合は、

新任者に関する、交代日時点における **P57～63①～③の資料が必要**です。また、これに加え、**前任者**に関する、交代日時点における **P57～58①の資料**が必要です。なお、交代日に関わらず、健康保険証の写しは上記証明資料とはみなしませんので御注意ください。

※ 前任者が退職等していれば、P57～58①の資料の代わりに、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し（受付印付きのもの）又は資格喪失通知の写しが必要

（70歳以上の場合は、厚生年金保険70歳以上被用者不該当届の写し（受付印付きのもの）又は不該当のお知らせの写し）

※ ただし、氏名の変更のみである場合は、その変更を確認できる資料のみが必要

(8) 営業所技術者等証明書（様式第八号）（変更）

※ P48の「共通の注意事項」も必ず御参照ください。

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)
00003

営業所技術者等証明書（新規・変更）

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

「削除」の場合は(2)それ以外は(1)に丸をする。

営業所技術者等(専任)の担当する建設業種が、
一般建設業のみ: 下段を消す
特定建設業のみ: 上段を消す
一般・特定の両方に該当する場合: 消さない

令和 年 月 日

申請者 東京都新宿区西新宿2-8-17
届出者 東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司

区分 6 1 3 1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更

許可年月日 令和 04 年 10 月 01 日

3: 交替による営業所技術者等の「追加」
※業種追加申請に伴う営業所技術者等の追加は「1」となるため混同に注意
4: 交替による営業所技術者等の「削除」
2: 既にある営業所技術者等の「担当業種・区分変更」
5: 営業所技術者等(専任)を置く「営業所の変更」

右詰めで記入
左余白は必ず「0」で埋める。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

氏名 6 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設業種 6 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

【技術者欄】
最大3名まで記入可能だが、上記の区分の項番61が同一の者に限られる。
(例)交代の場合 項番61は前任者は「4」、後任者は「3」で作成する必要があるため、本様式は2枚必要となる。
※営業所技術者等(専任)の交代パターンによって、本様式の必要枚数・書き方が変わるため、具体的な交代パターン例についてP108～109を参照

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称 (新所属)

※ 区分ごとに作成

※ 技術者欄の記入例につき、以下①～④参照

① 営業所技術者等（専任）の担当業種又は有資格区分を変更する場合 [項番61は「2」]

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。

フリガナ (フリガナ) トウキョウ タロウ 姓と名の間は1カラム空ける。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 6 3 トウ 東 京 タ 郎 生年月日 S 3 9 年 10 月 10 日

この技術者が、今後担当する業種(上段)と現在担当している業種(下段)の両方記入

現在担当している建設工事の種類

変更届出書(第一面)P96に記入したものと同一変更日を記入
※未来の日付を記入することはできません。

変更、追加又は削除の年月日 令和 8 年 7 月 1 日

住所を記入 東京都新宿区〇〇×

【変更後の有資格区分について】
P74の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」
P76～78の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入
※営業所技術者等一覧表(P29)と同じ番号となります。
※既に他の業種の営業所技術者等となっている者を、別の許可業種の営業所技術者等とする場合でも、この技術者の〔今後担当する建設工事の種類〕〔有資格区分〕の欄には〔現在担当している業種〕と〔今後担当する業種〕及びそれに係る資格を記入する必要があります。
ただし、この場合の資格を証する書面(修業(卒業)証明書・資格認定証の写し・実務経験証明書・指導監督実務経験証明書等)の添付は、「今後担当する業種」の分を添付してください。
※コード番号の変更がない場合でも有資格区分の変更として届出が必要になります。
(例)技能検定の等級区分が二級から一級へ変更した場合

本社 新所属・旧所属の両方を記入

② 営業所技術者等（専技）交替で、追加の技術者（後任者）について [項番 61 は「3」]

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。フリガナ (フリガナ) ジョウ シンジ 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 城 真二 生年月日 S 3 3 年 0 9 月 0 1 日

この技術者が担当する業種のみ記入 建大左と石屋電管 資格区分 6 5 3 7

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

氏名は、国家資格等、卒業資格がある場合は、**資格認定証、卒業証明書の字体**で記入
実務経験のみの場合は住民票の字体を記入するが、この者が常勤役員等（経営）を兼ねている場合は、登記事項証明書の字体で記入

P76の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」
P78～80の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入
※営業所技術者等一覧表(P29)と同じ番号となります。

変更、追加又は削除の年月日 令和 8 年 7 月 1 日

変更届出書（第一面）P96に記入したものと同一変更日を記入
※未来の日付を記入することはできません。

営業所技術者等の住所 埼玉県浦和市〇〇3-15 居所を記入 営業所の名称（新所属） 本社 新所属のみ記入

③ 営業所技術者等（専技）交替で、削除の技術者（前任者）について [項番 61 は「4」]

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。フリガナ (フリガナ) ハラダ ジロウ 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 原田 二郎 生年月日 S 2 4 年 0 5 月 2 0 日

この技術者が変更時点で担当していた業種について記入 現在担当している建設工事の種類 資格区分 6 5 0 2

氏名は、国家資格等、卒業資格がある場合は、**資格認定証、卒業証明書の字体**で記入
実務経験のみの場合は住民票の字体を記入するが、この者が常勤役員等（経営）を兼ねている場合は、登記事項証明書の字体で記入

P76の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」
P78～80の「資格・免許及びコード番号表」を参考に、該当する番号を記入
※営業所技術者等一覧表(P29)と同じ番号となります。

変更、追加又は削除の年月日 令和 8 年 7 月 1 日

変更届出書（第一面）P96に記入したものと同一変更日を記入
※未来の日付を記入することはできません。

営業所技術者等の住所 東京都港区〇〇2-4-4 居所を記入 営業所の名称（新所属） 本社 旧所属のみ記入

(注)「後任者」がない場合は、本様式ではなく、**届出書（様式第二十二号の三）**を使用してください（P106）。また、その場合は「一部廃業」（P91 No.16）又は「営業所の廃止／業種廃止（従たる営業所）」（P88 No.8）の届出も同時に必要となります。

④ 営業所技術者等（専技）が置かれている営業所のみを変更する場合 [項番61は「5」]

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。フリガナ (フリガナ) ケンセツ ハナコ 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 ケン 建設 花子 生年月日 S 4 8 年 0 6 月 1 5 日

技術者となっている業種の資格コードのみを記入し、他に資格があっても記入しない。 板ガ塗防内機絶通園井具水消消解

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

資格区分 6 5 0 2

変更、追加又は削除の年月日 令和 8 年 7 月 1 日

変更届出書（第一面）P96に記入したものと同一変更日を記入する。
※未来の日付を記入することはできません。

営業所技術者等の住所 東京都渋谷区〇〇1-8-20 居所を記入 営業所の名称（新所属） 中野営業所 足立営業所

項番61が区分5の届出の場合は、この部分のみが変更となる。

(9) 届出書（様式第二十二号の三）

※ 営業所技術者等（専技）の後任者が不在の場合

（「一部廃業」（P91No.16）又は「営業所の廃止／業種廃止」（P88）の届出も同時に必要となります。）

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A4)

00008

届 出 書

該当箇所に○をつけてください。

- 下記のとおり、
- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (3) 営業所技術者等を削除した
 - (4) 欠格要件に該当するに至った
- ので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司

届 出 者

行政書士等の代理人による申請の場合に記入
代理人による申請の場合は、委任状を2枚目に添付すること
代理人が行政書士である場合には、行政書士職印を押印すること
申請者本人による申請を行う場合は記入不要
(記入不要例)申請法人の役員・従業員、個人事業主の事業専従者

代 理 人

右詰めで記入
左余白は必ず「0」で埋める。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

許可番号 5 1 1 3 国土交通大臣 許可（一般 0 4）第 0 9 9 9 9 9 号 令和 0 4 年 1 0 月 0 1 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 2 許可を受けている一部の業種を廃業した場合又は営業所の廃止に伴い営業所技術者等（専技）を削除した場合は、(3)に○を付ける。

生年月日 13 14 16 18 年 月 日

該当するものに○を付ける。

- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
- (3) 営業所技術者等を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 3 金子 秋次

生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 本社 建設工事の種類 (土) (園)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 3

生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

(11) 営業所技術者等（専技）の各変更パターンに係る証明書作成具体例

1 現在の営業所技術者等（専技）を、新たな者に交代する場合			
例① Aさん（建）（内） ⇒ Bさん（建） Cさん（内） 			
交代パターン		営業所技術者等証明書（様式第八号）の作成枚数	
例① Aさん（建）（内） ⇒ Bさん（建） Cさん（内）	➤	Aさん ⇒ 「4」：交替に伴う削除 Bさん ⇒ 「3」：交替に伴う追加 Cさん ⇒ 「3」：交替に伴う追加	1枚に3名まで記入可能 計2枚
例② Aさん（建）（内） ⇒ Bさん（建）（内）	➤	Aさん ⇒ 「4」：交替に伴う削除 Bさん ⇒ 「3」：交替に伴う追加	計2枚（各1枚）
例③ Bさん（建） Cさん（内） ⇒ Aさん（建）（内）	➤	Aさん ⇒ 「3」：交替に伴う追加 Bさん ⇒ 「4」：交替に伴う削除 Cさん ⇒ 「4」：交替に伴う削除	1枚に3名まで記入可能 計2枚
2 現在の営業所技術者等（専技）の有資格区分に変更があった場合			
交代パターン		営業所技術者等証明書（様式第八号）の作成枚数	
例④ Aさん（建）（内） ⇒ Aさん（建）（内） 〔2級建築士〕 ⇒ 〔1級建築士〕	➤	Aさん ⇒ 「2」：有資格区分の変更	計1枚
※ この場合、Aさんの常勤性の確認資料は不要 ただし、新たな資格が実務経験の証明を要するものである場合、その期間の常勤証明が必要となる（P66～68、109参照）			
3 現在の営業所技術者等（専技）の担当業種に変更があった場合			
例⑤ Aさん（建） Bさん（内） ⇒ Aさん（建）（内） 			
交代パターン		営業所技術者等証明書（様式第八号）の作成枚数	
例⑤ Aさん（建） ⇒ Aさん（建）（内） Bさん（内）	➤	Aさん ⇒ 「2」：担当業種の変更 Bさん ⇒ 「4」：交替に伴う削除	計2枚（各1枚）
例⑥ Aさん（建）（内） ⇒ Aさん（建） Bさん（内）	➤	Aさん ⇒ 「2」：担当業種の変更 Bさん ⇒ 「3」：交替に伴う追加	計2枚（各1枚）
4 婚姻等により、氏名に変更があった場合 ※同一人物ですが、交代と同様に取り扱います。			
交代パターン		営業所技術者等証明書（様式第八号）の作成枚数	
例⑦ 東京 花子 ⇒ 新宿 花子 〔変更前の氏名〕 ⇒ 〔変更後の氏名〕	➤	東京 花子 ⇒ 「4」：交替に伴う削除 新宿 花子 ⇒ 「3」：交替に伴う追加	計2枚（各1枚）
5 現在の営業所技術者等（専技）が置かれる営業所のみに変更があった場合			
交代パターン		営業所技術者等証明書（様式第八号）の作成枚数	
例⑧ 【本社】 Aさん（建）（内） ⇒ Bさん（建）（内） 【甲営業所】 Bさん（建）（内） ⇒ Aさん（建）（内）	➤	Aさん ⇒ 「5」：営業所のみ変更 Bさん ⇒ 「5」：営業所のみ変更	計1枚

6 営業所の業種廃止があった場合（一部廃業の場合も同様）

交代パターン		営業所技術者等証明書（様式第八号）の作成枚数	
例⑨	【甲営業所】 Aさん（建） Bさん（内） ⇒ 【甲営業所】 Aさん（建）	Aさん ⇒ 処理不要 Bさん ⇒ 様式第八号は使用しない ※Bさんにつき、後任者がいないため様式第二十二号の三（P106）を使用	計0枚
例⑩	【甲営業所】 Aさん（建） Bさん（と）（内） ⇒ 【甲営業所】 Aさん（建）（と）	Aさん ⇒ 「2」：担当業種の変更 Bさん ⇒ 「4」：交替に伴う削除 ※Bさんにつき、Aさんが後任者となるため様式第八号を使用	計2枚 （各1枚）
例⑪	【甲営業所】 Aさん（建）（内） ⇒ 【甲営業所】 Aさん（建）	Aさん ⇒ 「2」：担当業種の変更	計1枚
例⑫	【甲営業所】 Aさん（建）（内） ⇒ 【甲営業所】 Bさん（建）	Aさん ⇒ 「4」：交替に伴う削除 Bさん ⇒ 「3」：交替に伴う追加	計2枚 （各1枚）

■ 作成上の留意事項

- (1) 営業所技術者等証明書（様式第八号）は、項番 61 の区分ごとにそれぞれ作成してください。項番 61 の該当区分については、P104 の記入例を御確認ください。
- (2) 項番 61 「4」（交替に伴う削除）の該当者を届け出る場合は、新たに営業所技術者等（専技）となる者を項番 61 「2」（担当業種又は有資格区分の変更）、項番 61 「3」（営業所技術者等の追加）又は項番 61 「5」（営業所のみの変更）の該当者として、同時に届け出ることが必要となります。
- (3) 営業所技術者等（専技）を削除する際に後任者が不在の場合若しくは営業所の廃止等に伴い営業所技術者等（専技）を削除する場合は、届出書（様式第二十二号の三）（P106）を用いて届け出てください。

営業所技術者等（専技）の変更に係る確認資料

- 営業所技術者等（専技）を変更する場合は、
新任者に関する、交代日時点における P64～68①～②の資料が必要です。また、これに加え、**前任者**に関する、交代日時点における P64～65①の資料が必要です。なお、交代日に関わらず、健康保険証の写しは上記証明資料とはみなしませんので御注意ください。
- ※ 前任者が退職等していれば、P64～65①の資料の代わりに、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し（受付印付きのもの）又は資格喪失通知の写しが必要
 （70 歳以上の場合は、厚生年金保険 70 歳以上被用者不該当届の写し（受付印付きのもの）又は不該当のお知らせの写し）
- ※ 有資格区分又は担当業種の変更である場合は、P64～65①は不要だが、P66～68②は必要
 （例）実務経験による証明を行う場合、現在常勤（P64～65①）の確認は不要だが、証明期間の証明者への常勤確認（P66～68②）は必要
- ※ 氏名の変更のみである場合は、その変更を確認できる資料のみが必要

4 廃業等の届出 ――法第12条――

(1) 廃業等の届出要件

下記の事項に該当することとなった場合は、**30 日以内に**廃業届を提出してください。

廃業等の理由	届出すべき者	確認資料（提出資料）
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人 (例：配偶者、直系尊属、子)	・届出者の印鑑証明書 ・戸籍謄本（個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることを確認できるもの）
2 法人が合併により消滅したとき	消滅時に役員であった者	・役員個人の印鑑証明書 ・当該法人の役員であったことを確認できる解散登記後の登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）
3 会社が破産手続開始の決定により解散したとき	原則として破産管財人 (破産手続を終了している場合は、届出すべき者及び確認資料は上記2のとおり)	<u>以下いずれか提出</u> ・裁判所発行の「破産管財人選任及び印鑑証明書」 ・裁判所発行の破産管財人の資格証明書及び破産管財人本人の印鑑証明書
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人 (清算を結了している場合は、届出すべき者及び確認資料は上記2のとおり)	・当該法人の清算人であることを確認できる登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・法務局が発行する清算人の印鑑証明書
5 許可を受けた建設業を廃止したとき	<法人> 代表者（申請人）	・代表印の印鑑証明書 ※ ただし、商号、所在地、代表者氏名に変更があるときは、事前に変更届を提出してください。
	代表者（申請人）以外の役員 (上記代表者で届出できないとき)	・その役員個人の印鑑証明書 ・当該法人の役員であることを確認できる登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	<個人> 本人	<u>以下いずれか提出</u> ・本人の運転免許証等の写し ・本人の印鑑証明書 ※ ただし、住所、氏名に変更があるときは、事前に変更届を提出してください。

※ 役員とは、持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。

※ 廃業届（一部廃業を含む。）の提出時には、上記確認資料の提出が必要です。

※ 確認資料としての印鑑証明書・登記事項証明書は、発行後3か月以内のものが必要です。

(2) 廃業届（様式第二十二号の四）

【全部廃業の場合】

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

(用紙A4)
0 0 0 0 9

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

廃業等の理由により届出者が異なるので、P110を参照すること
※商号・所在地・代表者の変更等がある場合は、これらの変更(P87～90)を同時に提出する必要がある。

令和 年 月 日

届出者 東京都新宿区西新宿2-8-17 東京建工株式会社 代表取締役 大森 建司

代理人

行政書士等の代理人による申請の場合に記入
代理人による申請の場合は、委任状を2枚目に添付すること
代理人が行政書士である場合には、行政書士職印を押印すること
申請者本人による申請を行う場合は記入不要
(記入不要例)申請法人の役員・従業員、個人事業主の事業専従者

届出の区分 大臣コード 5 4 1 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

許可番号 5 5 1 3 国土交通大臣 東京都 知事 許可(般-04)第 0 9 9 9 9 号 令和 0 4 年 1 0 月 0 1 日

記

廃止した建設業 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 5 7 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般
2. 特定)

【備考】

廃業等の年月日 令和 8 年 7 月 1 日

廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

右詰めで記入
左余白は必ず「0」で埋める。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

実際に要件を欠いた日を記入
(例)常勤役員等(経営)が辞めた日、
会社が解散した日 等

【一部廃業の場合】

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

(用紙A4)
0 0 0 0 9

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

廃業届を提出する場合は、本人確認資料が必要です。
(法人の場合は、印鑑証明書等)

令和 年 月 日

届出者 東京都新宿区西新宿2-8-17 東京建工株式会社 代表取締役 大森 建司

代理人

行政書士等の代理人による申請の場合に記入
代理人による申請の場合は、委任状を2枚目に添付すること
代理人が行政書士である場合には、行政書士職印を押印すること
申請者本人による申請を行う場合は記入不要
(記入不要例)申請法人の役員・従業員、個人事業主の事業専従者

届出の区分 大臣コード 5 4 2 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

許可番号 5 5 1 3 国土交通大臣 東京都 知事 許可(般-04)第 0 9 9 9 9 号 令和 0 4 年 1 0 月 0 1 日

記

廃止した建設業 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 5 7 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般
2. 特定)

【備考】

廃業等の年月日 令和 8 年 7 月 1 日

廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

右詰めで記入
左余白は必ず「0」で埋める。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

実際に要件を欠いた日を記入
(例)営業所技術者等(専技)が辞めた日等